

ペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業
業務委託仕様書（案）

令和7年 月

福 島 県

この仕様書は、福島県（以下、「県」という。）が「ペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業」（以下、「本事業」という。）の実施に当たり、知見を有している民間法人へ委託して行う「ペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業業務委託」（以下、「本業務委託」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県は、東日本大震災・原子力災害からの復興を成し遂げるため、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」とする基本理念を掲げるとともに、復興に向けた主要施策の一つに再生可能エネルギーの飛躍的推進を位置付け、取組を進めてきた。

本業務では、県内の公共性の高い施設等の屋根や壁面・起伏のある地面等を対象に、ペロブスカイト太陽電池の軽量・柔軟などの特長を生かせるモデル的设置の候補地を複数選定し、具体的な導入可能性を検討するための調査を行い、新たな施策づくりの基礎とすることを目的とする。

2 業務概要

- （１）委託業務名 ペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業業務委託
- （２）委託期間 契約締結日から令和８年１月３０日まで

3 委託業務内容

- （１）ペロブスカイト太陽電池に関する情報収集・調査候補地の選定
 - ① 国の施策や市場動向（開発メーカーの開発状況等）の情報収集
 - （ア）国の政策・市場動向
 - （イ）国内開発メーカーの開発状況（新技術、新市場、事業モデルの導入状況、課題等）
 - ② 県内７方部ごとの気候・地理等の特性確認、モデル性の高い施設等の調査、設置するペロブスカイト太陽電池の種類の確認、調査候補地の選定
- （２）調査地の決定
 - ③ 調査開始前に、①の状況及び候補地等について県に報告。適宜調整
 - ④ 調査地の決定（候補地責任者等への調査協力依頼、設置に向けた意向確認 含む）
※目標とする調査地の数：３０箇所以上とする
- （３）県内におけるペロブスカイト太陽電池の導入ポテンシャル調査
 - ⑤ 調査地でのポテンシャル調査（設置面の材質・形状調査、面積検討、導入コストのおおよその試算を県に報告（調査開始から１カ月後を目安） 等）
 - ⑥ 現地調査を踏まえた基本設計（イニシャルコスト・ランニングコストの試算等 含む）
- （４）調査結果のまとめ、導入に向けたポテンシャルと施策の提案
 - ⑦ 調査結果まとめ
 - ⑧ 調査結果を踏まえた導入手法等の提案（国等の補助制度の利活用の提案 等）

4 成果物の提出

- （１）受託者は、本業務の成果物を、次表のとおり提出すること。

名 称	形 式	数 量	提出期限
業務完了報告書 (全体版と概要版) (任意様式)	印刷物	1 部	令和 8 年 1 月 3 0 日 (金)
	電子データ	1 式	

- (2) 成果品はすべて県の所有とし、県の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (3) 電子データは編集可能な形式と、PDF 形式の 2 種類とすること。
- (4) 成果品の納入後であっても、作成内容の修正等が必要な場合は責任を持って補正すること。

5 提出書類

受託者は、下表の書類を、県の指定する日までに提出しなければならない。

名 称	形 式	数 量	提出期限
委託業務着手届 (別記第 1 号様式)	印刷物	1 部	業務着手後速やかに
	電子データ	1 式	
業務計画書 (任意様式)	印刷物	1 部	県の指定する日まで
	電子データ	1 式	
打合せ議事録 (任意様式)	電子データ	1 式	打合せ後、なるべく早く
委託業務完了届 (別記第 2 号様式)	印刷物	1 部	業務完了後速やかに
	電子データ	1 式	
その他 県の指示したもの	電子データ	1 式	県の指定する日まで

6 協議・打合せ

本業務委託の実施に当たっては、適宜、県や関係事業者等との打合せを行い、業務進捗の報告や情報収集、合意形成を図ること。

7 契約に関する条件等

(1) 機密保持

- ① 受注者は、本業務委託に関して県から貸与された情報その他知り得た情報を、当該業務委託を遂行する者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ② 受注者は、本業務委託に関して県から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務委託の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(2) 再委託について

- ① 受託者は、本業務委託の全てを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次号の定めに従い、本業務委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）ができる。
- ② 受注者は、再委託をする場合は、再委託の相手（以下、「再委託先」という。）を明ら

かにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力等について書面をもって説明し、再委託に先立って県の書面による承認を得なければならない。

- ③ 受注者は、前号により再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程及び結果に対して、本業務委託の受注者としての責任を負うものとする。

8 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

- ① 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。
- ② 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。
- ③ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。
- ④ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により県に損害が生じた場合には、受託者は県に対してその損害を賠償しなければならない。
- ⑤ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は県に帰属する。
- ⑥ 経理処理については、経済産業省が公表している委託事業事務処理マニュアルに準じて行うこと。
- ⑦ 本業務委託遂行上疑義が生じた場合には、県と受注者とが協議の上決定する。

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名 ペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業業務
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日
- 4 本件責任者及び担当者
責任者氏名 :
担当者氏名 :
連絡先 : (電話番号)
(電子メール)

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 業務名 ペロブスカイト太陽電池事業化可能性調査事業業務
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 4 本件責任者及び担当者
責任者氏名 :
担当者氏名 :
連絡先 : (電話番号)
(電子メール)